令和８年度

品川区職員＜福祉（保育士）＞募集案内

令和８年11月６日
品　　川　　区

この採用選考は、品川区立の保育園等に勤務する「福祉（保育士）」職員の採用候補者を決定するために実施するものです。

１．採用職種、受験資格および採用予定数等

職種	採用区分	受験資格	採用予定数	勤務場所
福祉 （保育士）	Ⅱ類	国籍（※1）を問わず、次の全ての要件を満たす方 ① 昭和５８年４月２日から平成１９年４月１日までに生まれた方 ② 保育士資格を有し、都道府県知事の登録を受けている方（※2）（※3） ③ 地方公務員法第１６条の各号のいずれにも該当していない方 ④ 現に品川区の職員でない方（※4）	１５名程度	保育園、一時保護所等 ※敷地内禁煙

※1　受験できる日本国籍を有しない方の範囲は、「出入国管理及び難民認定法別表第２（永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者）に掲げる在留資格を有する方及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める特別永住者」とします。

※2　保育士資格を有する方で都道府県知事の登録を受けていない方または保育士資格を取得見込みの方は、令和９年３月３１日までに都道府県知事の登録を受ける必要があります。また、取得見込みとして受験した方が令和９年３月３１日までに保育士資格を取得できないときは採用しません。

※3　採用内定者については、児童福祉法等の一部を改正する法律（令和４年法律第６６号）に基づき、本採用選考の採用日までに「保育士特定登録取消者管理システム」を活用し特定登録取消者に該当するかどうかを確認します。照会の結果、特定登録取消者に該当することが判明した場合は、採用できません。

※4 ただし、教育公務員、特別職非常勤職員、臨時的任用職員、会計年度任用職員又は「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」の規定に基づき採用されている任期付職員は受験できます。

２．採用予定日　　令和９年４月１日以降

３．選考方法･選考日程

（1）第一次選考

選　考　日	令和８年１２月１２日（土）
選考方法	作文（課題式：８００字～１０００字以内　８０分）
合格発表	令和８年１２月下旬以降（予定） ※　合否に関わらず、受験者全員に通知します。

※　第一次選考合格者には、第二次選考の実施案内（日時・場所等）を通知します。

【参考】過去の作文課題
令和７年度：あなたが考える公立保育園の理想像と、その中であなたが子育て支援にどのように取り組むか具体的に述べてください。
令和６年度：公立と私立の保育園の違いと、公立保育園の保育士としてあなたが目指す保育について具体的に述べてください。
※過去の出題実績であり、本年度の出題内容を示すものではありません。

（２）第二次選考（第一次選考合格者対象）

選　考　日	令和９年１月上旬～1月下旬（予定）
選考方法	面接
最終合格発表	令和９年２月上旬以降（予定） ※　第一次選考および第二次選考の結果を総合的に判断し、最終合格者を決定します。 ※　合否に関わらず、第二次選考受験者全員に通知します。

※　令和８年１２月１２日（土）に第一次選考を実施する**「品川区職員〈福祉（保育士）〉」と「品川区職員（臨時的任用）採用選考〈福祉（保育士）〉」は併願でのお申し込みが可能**です。希望される場合は、別途、「品川区臨時的任用職員募集案内」をご確認の上、お申し込みください。

４．選考会場　品川区役所（品川区広町２－１－３６）

（JR 京浜東北線・りんかい線・東急大井町線「大井町駅」徒歩８分、または東急大井町線「下神明駅」徒歩５分）

※　選考会場の詳細は、メールでお知らせします。

５．申込手続き

① 申込方法

品川区職員採用案内 HP（https://job.axol.jp/jn/c/shinagawa/public/top）よりお申し込みください。（ＰＣ、スマートフォン、携帯電話から登録可）

ＨＰ内の「エントリー」から「常勤職員/福祉系職種」を選択し、エントリーフォームに基本情報（氏名、住所など）を登録してください。

顔写真は、写真データをエントリーフォーム内の「設問１」にて、「.jpg」「.jpeg」「.png」のいずれかのファイル形式でアップロードしてください。

ファイルの推奨サイズは、縦 560 ピクセル、横 420 ピクセル、縦横比 4×3 の比率です。

【品川区職員採用案内HP　QRコード】

② 受付期間

令和８年１１月６日（金）午前８時３０分～
令和８年１２月２日（水）午後５時００分【受信有効】

※　上記期間内に正常に受信したものを有効とします。なお、予期せぬシステム障害や機器停止等のトラブルについては、一切責任を負いません。

③ 第一次選考の案内について

エントリーフォームの登録完了後に、登録されたメールアドレス宛に第一次選考の案内を通知します。なお、１２月７日（月）までに第一次選考の通知が届かない場合は、１２月８日（火）以降に、品川区人事課までお問い合わせください。

６．勤務条件等　※　令和８年４月１日現在

（１）給与（地域手当含む）

採用区分	月額
Ⅱ類	約 255,600 円

※　給与月額は、職務経験年数や年齢等に応じて決定されます。
※　住居手当、通勤手当、扶養手当、期末・勤勉手当等の各種手当が規定に基づき支給されます。
※　給与改定や制度改正が行われた場合は、その額によります。

（２）勤務日・勤務時間　※　保育園勤務の場合

勤 務 日	月曜日～土曜日で１週間につき平均３８時間４５分の変則勤務
勤務時間	午前７時１５分～午後７時３０分（夜間保育実施園については最長午後１０時まで）のうち、１日実働７時間４５分の交代勤務

※　４週間のうち日曜日と、指定された４日の計８日が休みとなります。
※ 一時保護所勤務の場合、週休日は４週間について８日、勤務時間は休憩時間を除き、１日実働７時間４５分の交代勤務となります。（２４時間体制の交代制勤務を含む勤務形態）

（３）有給休暇等

１年度間に２０日の有給休暇が付与されます。その他に、夏季休暇、妊娠・出産休暇、育児休業、慶弔休暇等があります。

７．その他

【問い合わせ先】　〒１４０－８７１５　品川区広町２－１－３６
品川区役所区長室人事課人事係（本庁舎５階）
電話：０３－５７４２－７１４０（直通）
ＦＡＸ：０３－５７４２－６８７２

※　選考内容・結果についての問い合わせには応じられません。

地方公務員法第１６条

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。
１．拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
２．当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
３．人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第６０条から第６３条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
４．日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

（注）　民法の一部を改正する法律（平成１１年法律第１４９号）附則第３条第３項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者は受験できません。

個人情報の取扱いについて

個人情報については、個人情報の保護に関する法律に基づき、適切に管理しています。また、規定の保存年限経過後に廃棄します。

求職者等へのセクシュアル・ハラスメント防止に関する対応について

品川区では求職者等に対するハラスメントについて、「求職者に対するセクシュアル・ハラスメントの防止に関する取扱要領」を定め、対策に取り組んでいます。また、求職活動等の過程で不安や被害を感じた場合の相談窓口を設け、相談者等のプライバシーを保護

するための措置を講じています。詳細は以下の通り当区ホームページをご覧ください。
(https://www.city.shinagawa.tokyo.jp/boshu/shokuinboshu/1011172.html)

令和８年 12 月 25 日に施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律について

（令和６年法律第 69 号。以下「こども性暴力防止法」という。）

本業務へ従事するにあたっては、「こども性暴力防止法」に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。

特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、申込の際、特定性犯罪の前科の有無を確認いたしますので、ご了承の上、お申し込みください。確認の結果、特定性犯罪の前科があることが判明した場合は、採用できません。

また、特定性犯罪前科がない旨の申告があったものの、実際には特定性犯罪前科があった場合、内定取消事由に該当するものと考えられますので、あわせてご了承ください。

令和5年度～令和7年度 福祉（保育士）採用選考実施状況

	職種	採用予定数	受験者数	最終合格者数	倍率
令和５年度	保育士(1回目)	５０名程度	３０名	２４名	１．３
	保育士(2回目)	２０名程度	２３名	８名	２．９
令和６年度	保育士	６０名程度	５５名	４１名	１．３
令和７年度	保育士	６０名程度	６７名	４５名	１．５

【品川区役所　案内】

